

解約通知書

株式会社郵宣企画 御中

この度、次のとおり賃貸借契約を解除し、退去日までに明渡すことをご通知いたします。
また、下記注意事項を厳守いたします。

	届出日	年	月	日
物件名		号室		
所在地				
解約日	年	月	日	解約受付日は郵便局消印日となります。
退去立会希望日	年	月	日	時～
契約者名		TEL		
退去理由				
e-mail				
お引越先住所	〒			
TEL				
精算書類 郵送先住所	〒			
TEL				
転居理由	就職・転勤・転職・進学・卒業・独立・結婚・その他（ ）			
敷金等返金口座				
金融機関名	支店名	口座		
名義人				

上記の賃貸借契約を解約したく本書を持って通知いたします。

尚、解約受付後の明渡し遅延による損害は、理由の如何を問わず賠償いたします。

ご署名

印

【ご注意とお願い】

- ① 契約解除日
賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出日の翌日から所定の予告期間が必要です。
万一、その予告期間に満たない間に退去される場合、居住の有無にかかわらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。
- ② 退去（明渡し）
退去は、住宅を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものと認定します。なお、カギの返還以降は、契約解除日以前でも住宅の使用はできません。
契約解除日以前に住宅を退去されても、契約解除日までいただけます。
- ③ 賃料等
ご自身で手続きください。
- ④ 火災保険解約手続き
電気、ガス、水道および電話は各供給期間に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算して下さい。
- ⑤ 公共料金等
敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後60日以内に貸主より、上記指定口座にお振込みいたします。
- ⑥ 敷金の返金
一度ご通知いただいた退去日はいかなる理由があろうとも変更することはできません。
次の引越日が未定の場合、余裕をもって退去日を設定してください。
- ⑦ 退去日の変更